

温泉の定義(鉱泉)

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室

温泉は、昭和23年に制定された「温泉法」により、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、次に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

1. 温度（温泉源から採取されるとき温度）：摂氏25度以上
2. 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ）

物質名	含有量(1kg中)
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000mg以上
遊離炭酸(CO ₂)（遊離二酸化炭素）	250mg以上
リチウムイオン(Li ⁺)	1mg以上
ストロンチウムイオン(Sr ²⁺)	10mg以上
バリウムイオン(Ba ²⁺)	5mg以上
フェロ又はフェリイオン(Fe ²⁺ , Fe ³⁺)（総鉄イオン）	10mg以上
第一マンガンイオン(Mn ²⁺)（マンガン(II)イオン）	10mg以上
水素イオン(H ⁺)	1mg以上
臭素イオン(Br ⁻)（臭化物イオン）	5mg以上
沃素イオン(I ⁻)（ヨウ化物イオン）	1mg以上
ふっ素イオン(F ⁻)（フッ化物イオン）	2mg以上
ヒドロヒ酸イオン(HAsO ₄ ²⁻)（ヒ酸水素イオン）	1.3mg以上
メタ亜ひ酸(HAsO ₂)	1mg以上
総硫黄(S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ Sに対応するもの]	1mg以上
メタほう酸(HBO ₂)	5mg以上
メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	50mg以上
重炭酸そうだ(NaHCO ₃)（炭酸水素ナトリウム）	340mg以上
ラドン(Rn)	20(百億分の1キュリー単位)以上
ラジウム塩(Raとして)	1億分の1mg以上

温泉の定義(療養泉)

療養泉とは、温泉（水蒸気その他のガスを除く。）のうち、特に治療の目的に供しうるもので、次に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

1. 温度（温泉源から採取されるとき温度）：摂氏25度以上
2. 物質（以下に掲げるもののうち、いずれか一つ）

物質名	含有量(1kg中)
溶存物質（ガス性のものを除く。）	総量1,000mg以上
遊離二酸化炭酸(CO ₂)	1,000mg以上
総鉄イオン(Fe ²⁺ +Fe ³⁺)	20mg以上
水素イオン(H ⁺)	1mg以上
よう化物イオン(I ⁻)	10mg以上
総硫黄(S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ Sに対応するもの]	2mg以上
ラドン(Rn)	30(百億分の1キュリー単位)= 111Bq以上(8.25 マッヘ単位以上)